

田原市(愛知県)

(2005年12月19日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式：新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入	<p>旧渥美町 旧田原市</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：65,534人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.9%)	面積 ⁽³⁾ ：188.58k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：30人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：819人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：1.129(3ヶ年平均1.207)	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：70.7%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：34,230,000千円		
うち、地方税14,656,828千円、地方交付税2,927,377千円		
合併特例債発行予定額 ⁽⁹⁾ 9,350百万円/同限度額27,305百万円		
産業構造：第一次産業35.2%、第二次産業26.9%、第三次産業37.8%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併時の数。(5)：市人事課資料。(6)：2005年度地方交付税算定台帳。(7)：2004年度決算統計。臨減含む。(8)：2004年度当初予算額。(9)：2003年8月の田原町・赤羽根町の合併分も含む。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧田原市	43,132人	17.0%	106.40k m ²	26人	483人	1.61	58.9%
旧渥美町	22,402人	22.7%	82.18k m ²	18人	291人	0.59	84.7%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併直前の定数。(6)：渥美町3ヶ年平均数値。(7)：臨減含。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、⑥行政改革、①合併の大きな流れ>
今後の地域づくりに向け行財政基盤を強化するとともに、新たな行政ニーズに対応するための自治体の規模・能力の向上を図る。また、行政改革を進める有効な手段として。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、⑨新市建設計画、議員の身分>
<最も重視したことの具体的な内容>
渥美郡3町の合併協議の不調、田原市の誕生(田原町、赤羽根町)という経緯があったため、住民の意向を最も重視した。また、前回の合併協議が不調となった原因である議員の身分を慎重に協議するとともに、建設計画で編入される渥美町の事業に配慮した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、③住民>
<合併推進の具体的な活動>
渥美町長選挙公約の住民投票の結果により編入合併を申し入れた。両市町長とも3町合併不調を乗り越え、地区説明会等で住民理解を得るために大変熱心に取り組んだ。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
今回の合併前に、渥美郡3町（田原町、赤羽根町、渥美町）で2001年10月2日に法定協議会を設置し、協議を行ったが、最終的に「新市の名称」及び「議員の身分」の取扱いについて合意が得られず、2002年10月31日に法定協議会を解散した。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
特になし。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
①郡の構成市町村、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2004年5月、渥美町が「渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票」を実施（投票率75.04% 「編入合併することに賛成」85.13%）。																			
(5) 任意の合併協議会（設置していない）																			
構成メンバー																			
運営上の工夫																			
(6) 法定協議会（設置期間：2004年8月16日～2005年9月30日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、議員（議会の代表）各1名、住民（旧田原市6名、旧渥美町5名）、都道府県職員（顧問として愛知県東三河事務所長1名）、大学等の研究者（顧問として2名） 計18名																		
運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開（行政懇談会、協議会ホームページ、協議会だよりにて情報提供） ・議事は全会一致を原則とするが、意見が分かれた場合は、議長及び出席委員の過半数の賛成をもって決することとした。 ・提案及び意見交換を前の会議で行い、充分審議できるようにした。 																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併協議会設置前に両市町間で協議に臨む際の方針を確認した（合併協議会の協議を拘束するものではない）。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>04年8月</td> <td>04年10月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> </tr> <tr> <td>合 意：</td> <td>04年8月</td> <td>04年11月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年9月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	04年8月	04年10月	04年8月	04年8月	04年8月	合 意：	04年8月	04年11月	04年8月	04年8月	04年9月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	04年8月	04年10月	04年8月	04年8月	04年8月														
合 意：	04年8月	04年11月	04年8月	04年8月	04年9月														
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>どの項目もスムーズに合意され難航した項目はなかった。</p>																			
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>旧渥美町が「渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票」を実施した結果により田原市へ合併申し入れたことから、編入合併となった。</p>																			
<input type="checkbox"/> 新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入																			

<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由> 電算事務等の事務作業を考慮するとともに、合併の記念となる日であるので区切りの良い日とした。</p>	<p>2005年10月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：法定協議会で確認。 選定理由：合併の方式が「編入合併」であることから過去の編入合併事例を参考にするとともに、田原町・赤羽根町合併の例により、編入する市の名称「田原」に決定した。</p>	<p>公募有・<input checked="" type="checkbox"/>無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 田原市の事務所を新市の事務所とした。合併の方式が「編入合併」であることから過去の編入合併事例を参考にするとともに、田原町・赤羽根町合併の例により、編入した田原市の事務所を新市の事務所と決定した。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>既存施設・<input type="checkbox"/>新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画(計画の対象：<input checked="" type="checkbox"/>全市or編入された区域)</p>	
<p>計画の期間：合併年度及びそれに続く10ヶ年 理由 合併の方式が「編入合併」であることから過去の編入合併事例を参考にするとともに、田原町・赤羽根町合併の例により10ヶ年とした。また、合併に伴う財政支援措置が10ヶ年であることから、この裏付けとなる新市建設計画の期間も10ヶ年が適当であると判断した。</p>	
<p><策定に当たっての工夫> 新市建設計画については、合併協議会の委員・顧問を対象に勉強会を開催し、詳しく説明した上で法定協議会に臨んだため、協議を迅速かつ円滑に行うことができた。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の基本理念として「うるおいと活力ある田園共生都市(ガーデンシティ)」を掲げ、各種施策を、7つのプロジェクトとしてとらえ、それぞれ、主要事業をまとめ、新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的事業としている。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 合併時は、田原町総合計画の基本構想を新市の基本理念とし、新市建設計画及び基本構想に基づき、新市の実施計画を策定することとしている。なお、新市の基本構想等の策定時には、新市建設計画を尊重して審議し、併せて、新市全分野に及ぶ事務事業等についても審議・検討することとしている。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	33,959	32,026	29,500	28,268
地方税	15,254(44.9)	15,803(49.3)	16,062(54.4)	16,570(58.6)
地方交付税	3,163(9.3)	3,064(9.6)	2,555(8.7)	2,203(7.8)
歳出合計	31,410	32,026	29,500	28,268
人件費	6,310(20.1)	6,154(19.2)	5,563(18.9)	5,073(17.9)
(参考：一般職員数)	(774人)	(819人)		
公債費	2,591(8.2)	2,774(8.7)	3,397(11.5)	3,489(12.3)
普通建設事業費	10,923(34.8)	10,429(32.6)	7,836(26.6)	6,083(21.5)
(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等				
新たな設定・変更等は行っていない。				
(10) 住民への情報提供等				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布 (全9号。配布方法：自治会組織を活用して全戸配布) ・ 住民説明会の開催 (延べ35回開催、延べ3,431人参加) <ul style="list-style-type: none"> 田原市行政懇談会等 6月：12回1,783名 11月：6回510名 渥美町合併地区懇談会 17回1,138名 ・ HPの開設 (2005年8月開設、月1回定期更新、アクセス数不明) ・ その他 (具体的に：建設計画概要版、暮らしのだよりのみ (渥美地区のみ) 各戸配布等) 				
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施				
(名称)：渥美町「渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票」 (時期)：2004年5月23日 (対象者)：2004年2月16日以前に渥美町に住所がある20歳以上(永住外国人含む。) (方法)：投票方式 (名称)：田原市「田原市・渥美町の合併に関するアンケート調査」 (時期)：2004年6月～7月 (対象者)：有権者の約2割と行政懇談会等説明会参加者 (方法)：アンケート方式(郵送・出口) (名称)：田原市「田原市・渥美町の合併に関するアンケート調査」 (時期)：2004年11月～12月 (対象者)：田原市全有権者 (方法)：アンケート方式(郵送)				
(12) 都道府県からの支援				
財政支援：市町村合併特例交付金 5億円 人的支援：合併協議会事務局に県職員1名の派遣、合併協議会顧問・幹事に各1名就任。 法定協議会設置前の合併協議をする会議の開催、合併事務へのアドバイス。				
(13) 外部コンサルタントへの委託：有・無				
委託費	千円			
委託内容				

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

5. 合併の内容

(1) 議員		
特例の適用	有 (定数特例 (定数 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	前回の合併においても協議して地方自治法の議員定数の上限の範囲にしたことから、今回も合併は最大の行政改革という趣旨を踏まえ、上限の範囲の定数とした。	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2008年7月27日まで特例措置を適用)・無	
その理由	農業委員会の委員は、それぞれの地区の事情に精通している必要があるため、その点を考慮して決定した。編入される町の農業委員会の委員で選挙による委員は、現委員であらかじめ互選した8人について、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、編入する市の委員の残任期間に限り在任する。	
(3) 三役		
旧田原市	市長、助役、収入役は引き続き在職。	
旧渥美町	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	＜定数の削減＞現在819名を、10年で約680名に削減。 ＜新規採用の抑制＞定年退職者の半数以下に抑制。	
給与の調整	＜給与の再調整・再計算＞給与関係例規を国に準じたものに改正し、それに基づき再計算。	
役職の調整	主幹及び専門員の役職を用いて調整した。	
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)		
編入合併であり、編入する側の組織を基本として、区域の拡大、地域課題の解決を重点として再編した。旧町には支所を設置している。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧田原市	2003年8月合併の時に設置した支所を引き続き支所として設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (旧渥美町に設置)・無	
その理由	合併に対する懸念や障害を除外し、合併後の市町村の均衡ある発展に有効であると判断し、旧渥美町の区域にのみ新たに地域審議会を設置した。先の合併で設置した田原市赤羽根地域審議会はそのまま存続。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税	旧田原市 0.25% 旧渥美町 なし	旧田原市の制度に統一する。ただし、合併年度及び合併翌年度は課税免除。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：旧田原市の制度に統一する。)		
上水道料金	旧田原市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く2年度は現行のとおりとする。	
下水道料金	旧田原市の制度に統一する。	

(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	同一又は類似する施設等の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。手数料については、旧田原市の制度に統一する。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併年度のみ旧市町の従前の例による）		
賦課徴収方法	旧田原市 保険税方式 旧渥美町 保険税方式	保険税方式
所得割	旧田原市 4.50% 旧渥美町 4.25%	合併の翌年度から旧田原市の制度に統一する。
資産割	旧田原市 29.00% 旧渥美町 30.00%	合併の翌年度から旧田原市の制度に統一する。
均等割	旧田原市 28,800円 旧渥美町 25,200円	合併の翌年度から旧田原市の制度に統一する。
平等割	旧田原市 31,200円 旧渥美町 34,200円	合併の翌年度から旧田原市の制度に統一する。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧田原市 2,640円 旧渥美町 2,320円	保険料については不均一賦課によることとし、合併年度は現行のおりとする。その後は、第3期介護保険事業計画において統一する。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	原則として旧田原市の制度及び処理方式（システム）に統一する。ただし、合併年度（2005年度）は、各事務事業の実態に合わせ処理をする。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	原則として、町・字の区域は現行のおりとし、名称から「大字」、「字」を削除することとしたが、渥美町において、地元からの要望により、1つの大字を分割した。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：不明	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2007年度からの計画を2006年度までに策定する。）
総合計画	策定作業中（2007年度からの計画を2006年度までに策定する。）
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>合併による規模の拡大により渥美半島のほぼ全域が田原市となったことから、半島が一つとなった広域的なランドデザインが描けるようになった。また、広域的な調整、課題への対応が効率的にできるようになった。</p>	

<③重点的な投資による基盤整備の推進>

各種合併支援策により、幹線道路網や公共施設の整備等まちづくりを効果的に行うことができるようになった。

<②サービスの高度化・多様化>

行政規模が拡大し、職員がより専門的な取り組みをすることが可能となった。

(4) 合併による問題点と解決策

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

旧渥美町区域に設けた地域審議会を設けるとともに、総合計画を住民で組織する大規模なまちづくり懇談会とともに策定するように進めている。

<①役場が遠くなり不便になる>

市役所から距離のある旧渥美町の区域に支所を設け、市民窓口担当、維持管理担当、分室などを配置した。

<⑧市民の一体感の醸成>

従前は旧市町ごとに開催していたイベントや祭り等の各種行事を統一して新市の行事として開催することにより、市民の一体感の醸成を図っていく。

(5) 残された課題

事務事業調整の時期を、合併年度中及び翌年度以降とした項目の調整をいかにスムーズに行うか。また、行政改革の推進。